

事 務 連 絡  
令和2年7月17日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の  
一部改正について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)宛て連絡するとともに、別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

(別添)

公益社団法人 日本医師会 御中  
公益社団法人 日本歯科医師会 御中  
公益社団法人 日本薬剤師会 御中  
一般社団法人 日本病院会 御中  
公益社団法人 全日本病院協会 御中  
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中  
一般社団法人 日本医療法人協会 御中  
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中  
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中  
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中  
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中  
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中  
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中  
公益社団法人 日本看護協会 御中  
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中  
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中  
独立行政法人 国立病院機構本部 御中  
独立行政法人 国立がん研究センター 御中  
独立行政法人 国立循環器病研究センター 御中  
独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター 御中  
独立行政法人 国立国際医療研究センター 御中  
独立行政法人 国立成育医療研究センター 御中  
独立行政法人 国立長寿医療研究センター 御中  
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中  
独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中  
健康保険組合連合会 御中  
全国健康保険協会 御中  
公益社団法人 国民健康保険中央会 御中  
社会保険診療報酬支払基金 御中  
財務省主計局給与共済課 御中  
文部科学省高等教育局医学教育課 御中  
文部科学省高等教育局私学行政課 御中  
総務省自治行政局公務員部福利課 御中  
総務省自治財政局地域企業経営企画室 御中  
警察庁長官官房給与厚生課 御中  
防衛省人事教育局 御中  
労働基準局労災管理課 御中  
労働基準局補償課 御中  
各都道府県後期高齢者医療広域連合 御中

保医発 0717 第 1 号  
令和 2 年 7 月 17 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長 殿  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（ 公 印 省 略 ）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号）の一部を次のとおり改正することとしたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段のご配慮を願いたい。

#### 記

- 1 別添 1 別紙 36「睡眠薬」中「スボレキサント」の下に「レンボレキサント」及び「メラトニン」を加える。
- 2 別添 1 別紙 36「抗精神病薬」中「○ ブレクスピプラゾール」の下に「○ ルラシドン塩酸塩」を加える。

(別添 参考)

○「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前
<p>別紙 36</p> <p>睡眠薬</p> <p>ブロモバレリル尿素            抱水クロラール            エスタゾラム            フララゼパム塩酸塩            ニトラゼパム            ニメタゼパム            ハロキサゾラム            トリアゾラム            フルニトラゼパム            プロチゾラム            ロルメタゼパム            クアゼパム            アモバルビタール            バルビタール            フェノバルビタール            フェノバルビタールナトリウム            ペントバルビタールカルシウム            トリクロホスナトリウム            リルマザホン塩酸塩水和物            ゴピクロン            ゴルピデム酒石酸塩            エスゾピクロン            ラメルテオン            スポレキサント  <u>レンボレキサント</u>  <u>メラトニン</u></p> <p>抗精神病薬(○印は非定型抗精神病薬、△は持続性抗精神病注射薬剤)            &lt;定型薬&gt;            クロルプロマジン塩酸塩            クロルプロマジンフェノールフタリン酸塩</p>	<p>別紙 36</p> <p>睡眠薬</p> <p>ブロモバレリル尿素            抱水クロラール            エスタゾラム            フララゼパム塩酸塩            ニトラゼパム            ニメタゼパム            ハロキサゾラム            トリアゾラム            フルニトラゼパム            プロチゾラム            ロルメタゼパム            クアゼパム            アモバルビタール            バルビタール            フェノバルビタール            フェノバルビタールナトリウム            ペントバルビタールカルシウム            トリクロホスナトリウム            リルマザホン塩酸塩水和物            ゴピクロン            ゴルピデム酒石酸塩            エスゾピクロン            ラメルテオン            スポレキサント</p> <p>抗精神病薬(○印は非定型抗精神病薬、△は持続性抗精神病注射薬剤)            &lt;定型薬&gt;            クロルプロマジン塩酸塩            クロルプロマジンフェノールフタリン酸塩</p>

<p>ペルフェナジンフェンジゾ酸塩 ペルフェナジン ペルフェナジンマレイン酸塩 プロペリシアジン フルフェナジンマレイン酸塩 プロクロルペラジンマレイン酸塩 レボメプロマジンマレイン酸塩 ピバンペロン塩酸塩 オキシペルチン スピペロン スルピリド ハロペリドール ピモジド ゾテピン チミペロン ブロムペリドール クロカプラミン塩酸塩水和物 スルトプリド塩酸塩 モサプラミン塩酸塩 ネモナプリド レセルピン △ ハロペリドールデカン酸エステル △ フルフェナジンデカン酸エステル &lt;非定型薬&gt; ○△リスペリドン ○ クエチアピソフマル酸塩 ○ ペロスピロン塩酸塩水和物(ペロスピロン塩酸塩) ○ オランザピン ○△アリピプラザール(アリピプラザール水和物) ○ ブロナンセリン ○ クロザピン ○ パリペリドン ○△パリペリドンパルミチン酸エステル ○ アセナピンマレイン酸塩 ○ ブレクスピプラザール ○ <u>ルラシドン塩酸塩</u></p>	<p>ペルフェナジンフェンジゾ酸塩 ペルフェナジン ペルフェナジンマレイン酸塩 プロペリシアジン フルフェナジンマレイン酸塩 プロクロルペラジンマレイン酸塩 レボメプロマジンマレイン酸塩 ピバンペロン塩酸塩 オキシペルチン スピペロン スルピリド ハロペリドール ピモジド ゾテピン チミペロン ブロムペリドール クロカプラミン塩酸塩水和物 スルトプリド塩酸塩 モサプラミン塩酸塩 ネモナプリド レセルピン △ ハロペリドールデカン酸エステル △ フルフェナジンデカン酸エステル &lt;非定型薬&gt; ○△リスペリドン ○ クエチアピソフマル酸塩 ○ ペロスピロン塩酸塩水和物(ペロスピロン塩酸塩) ○ オランザピン ○△アリピプラザール(アリピプラザール水和物) ○ ブロナンセリン ○ クロザピン ○ パリペリドン ○△パリペリドンパルミチン酸エステル ○ アセナピンマレイン酸塩 ○ ブレクスピプラザール</p>
---	---